

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年3月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|--|------|------------------------------|
| 1 | 3号機 | 原子炉残留熱除去系（A）用流量計の点検において、計器精度外れが認められたため、当該流量計を点検・調整 | D | |
| 2 | 3号機 | 補機冷却海水系ポンプ（A）の点検において、2段目羽根車に腐食が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 3 | 3号機 | 原子炉建屋機器ドレンサンプ（B）用ポンプ（B）の点検において、電動機の軸受内径寸法に判定値外れが認められたため、当該軸受を交換 | D | |
| 4 | 3号機 | 補機冷却海水系ポンプ（A）の点検において、シャフトに腐食が認められたため、当該シャフトを交換 | D | |
| 5 | 3号機 | 湿分離器ドレンタンク（B）用レベル計の点検において、計装用空気供給系の減圧弁小型圧力計に指示値不良が認められたため、当該計器を交換 | D | |
| 6 | 3号機 | 気体廃棄物処理系排ガス復水器用レベル計の計装用空気供給系の減圧弁小型圧力計に指示値不良が認められたため、当該計器を交換 | D | |
| 7 | 3号機 | 主復水器細管洗浄装置の点検において、捕集器（D）内のゴムライニング部に剥離及び膨れが認められたため、当該ライニングを補修 | D | |
| 8 | 3号機 | 主発電機内部冷却用水素ガス温度計の点検において、計装用空気供給系の減圧弁駆動部よりエアリークが認められたため、当該減圧弁を交換 | D | |
| 9 | 3号機 | 炉心スプレイ系テスト可能逆止弁（1台）の点検において、計装用空気供給減圧弁よりエアリークが認められたため、当該減圧弁を交換 | D | |
| 10 | 3号機 | 原子炉圧力容器ベント・ドレン系の流量調整弁（2台）の点検において、計装用空気供給減圧弁に動作不良（減圧不能）が認められたため、当該減圧弁（2台）を交換 | D | |
| 11 | 3号機 | 3、4号機275kV超高压開閉所の碍子洗浄装置用配管の漏洩確認作業において、フランジ部に取付けた試験用閉止パッキンが破損し当該配管内に混入したため、対応検討 | C | 4月1日再審議にて グレード変更 D → C |
| 12 | 3号機 | 原子炉補機冷却系ポンプ（B）の点検において、交換用として保管していたメカニカルシールの固定用リング（2個）が所在不明になったため、対応検討 | C | |
| 13 | 3号機 | 原子炉給水ポンプ（B）駆動用タービンの油タンク内圧力指示計の点検において、当該圧力計に過大な圧力をかけて故障させたため、当該圧力計を交換 | C | |

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|--|------|----|
| 14 | 3号機 | 制御棒駆動水ポンプ(A)の点検において、増速機内部部品に摩耗が認められたため、対応検討 | D | |
| 15 | 3号機 | 原子炉建屋1階北東側機器搬入用ハッチ脇の純水補給水系弁(2台)にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 16 | 3号機 | 非常用ディーゼル発電機(A)用補機冷却海水系の水張り準備において、同系配管のドレン弁(2台)及び潤滑油冷却器から清水冷却器間の配管フランジ開口部より水の滴下(合計約3リットル、汚染なし)が認められたため、対応検討 | C | |
| 17 | 6号機 | 原子炉給水ポンプ(B)駆動用タービンドレン弁(1台)の開閉表示用リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理 | D | |
| 18 | 6号機 | 5、6号機6.9kV高圧配電盤室換気空調系冷水ポンプのグラウンド排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃 | D | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|---------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで